

○安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱

平成18年7月19日告示第163号

改正

平成26年4月1日告示第145号

平成27年11月11日告示第341号

平成29年3月31日告示第156号

令和8年3月31日告示第116号

安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市におけるスポーツの振興、芸術文化活動の促進を図るため、各種競技会又は発表会（以下「競技会等」という。）に出場する者に交付する各種競技会及び発表会出場者激励金（以下「激励金」という。）について、予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競技会 全国大会以上のスポーツに係る大会（次条に規定する交付対象者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者の場合は、全国大会以上のスポーツに係る大会であって公的機関又は別表第1に掲げる団体に加盟する競技団体が主催又は共催するものに限る。）をいう。
- (2) 発表会 全国大会以上の芸術文化に係る大会（記念大会的なものを除く。）をいう。
- (3) 出場 県大会以上の予選成績又は過去の成績による選考を経て競技会等に出場することをいう。
- (4) 団体 競技会等に4人以上で出場する場合をいう。
- (5) 選手等 競技会等の要項に基づき登録された者のうち、監督、コーチその他のスタッフ以外のものをいう。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、競技会等に出場する選手等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内の高等学校又は事業所に所属する者
 - (3) その他市長が認めた者
- 2 前項に規定する者の介助を行う者であって当該競技会等の主催者の許可を得たものも交付対象者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としなない。
- (1) 交付対象者が出場に当たり、市の他の制度により当該出場に係る金銭等の交付を受け、又は受ける予定である場合
 - (2) 営利を目的として活動する個人又は団体が出場する場合

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請兼実績報告)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、競技会等の終了後速やかに安曇野市各種競技会及び発表会出場者激励金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（激励金の返還）

第6条 激励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を返還しなければならない。

- （1） 競技会等への参加に関し不正その他不適切な行為をしたとき。
 - （2） 第3条第3項各号に該当することが判明したとき。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、激励金を交付することが適当でないとき市長が認めたとき。
- （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年度の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
国際オリンピック委員会
公益財団法人日本オリンピック委員会
国際パラリンピック委員会
日本パラリンピック委員会
国際競技連盟加盟団体

別表第2（第4条関係）

区分		激励金の額	上限額
1	全国大会	1人8,000円	1団体80,000円
2	世界大会		
	国内会場の場合	1人20,000円	1団体200,000円
	国外会場の場合	1人50,000円	1団体500,000円
3	市長が特に認めた競技会等	予算の範囲内で別途定める額	